

第
1
章

第6期吹田市障がい福祉計画及び 第2期吹田市障がい児福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい福祉施策の基本的方向性を明確にした「第4期吹田市障がい者計画」と、障がいのある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定めた「第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

平成28年度（2016年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とする「第4期吹田市障がい者計画」においては、「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」を基本理念に、「当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進」、「障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用」、「ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築」の3つの基本的方向性を掲げ、障がいのある人に関わる施策分野の考え方について明らかにしています。

また、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までを計画期間とする「第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画」においては、第4期吹田市障がい者計画の基本理念の実現のため、安心して暮らせるまちをめざす上で、基盤となる障がい福祉サービス等の確保策について定め、その整備に努めてきました。

国においては、障がいのある人に関わる制度改革が進められ、各種関係法令が成立しました。

○ 障害者総合支援法の施行（平成25年度）

平成25年（2013年）に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正されました。これにより、サービスを受けることができる障がい者の範囲に難病患者が加えられるとともに、地域生活支援事業においては、障がいへの理解を深めるための研修・啓発を行う理解促進研修・啓発事業や、障がい者やその家族、地域住民等による自発的な取組を支援する自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業等が必須化されました。

○ 障害者差別解消法の施行（平成28年度）

平成25年（2013年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が公布され、一部の附則を除き平成28年度（2016年度）に施行されました。

第1章 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の概要

この法律では、行政機関や民間事業者等における障がいを理由とする差別的取扱いによる権利侵害行為を禁止するほか、社会的障壁の除去を必要としている障がい者がいる場合に、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮がされなければならない（行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務）と規定されました。

○ 障害者雇用促進法の一部改正（平成28年度、一部平成30年度施行）

平成25年（2013年）に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、平成28年度（2016年度）から雇用分野における障がい者差別の禁止や合理的な配慮の提供義務が定められるとともに、平成30年度（2018年度）から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（平成28年度）

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人の日常生活や財産管理を支援する成年後見制度の利用促進のための周知・啓発、市長申立ての積極的活用、研修の機会の確保及び成年被後見人の権利に係る制限の見直しを図ることなどが規定されました。

○ 発達障害者支援法の改正（平成28年度）

発達障がい者の一層の支援の充実を図るため、発達障がい者の支援のための施策の規定等、法改正が行われました。

○ 社会福祉法の改正（平成30年度）

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市民の地域福祉活動への参加促進の環境整備、分野を超えた地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりを今後進めていくことが規定されました。

○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）の施行

（平成30年度）

文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保等、文化芸術活動の環境整備を進めることが規定されました。

○ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行

（令和元年度）

障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目的に、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備の推進について規定されました。

第1章 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の概要

大阪府においては、令和3年度（2021年度）を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」（第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画を含む）が策定され、「すべての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」の基本的理念のもとに、障がい福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けた各種取組の方向性が示されました。

以上の状況を踏まえ、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）を計画期間とする「第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者及び障がい児に係る施策を一体的に推進します。

第1章 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の概要

障がい者に関する法律と計画の状況

年 月		動 き	計 画	
国	市		第1期吹田市障害福祉計画	第2期吹田市障害福祉計画
平成18 (2006)	4 12	障害者自立支援法の施行 <u>第2期吹田市障害者計画 (H18.4～H23.3)</u> <u>第1期吹田市障害福祉計画 (H18.4～H21.3)</u> 国連で、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を採択		第2次障害者基本計画
平成19 (2007)	9	障害者権利条約に署名		第2期吹田市障害福祉計画
平成20 (2008)	5	障害者権利条約が発効		第2期吹田市障害福祉計画
平成21 (2009)	4 12	<u>第2期吹田市障害福祉計画 (H21.4～H24.3)</u> 障がい者制度改革推進会議 (H21.12～H24.7)		第2期吹田市障害福祉計画
平成22 (2010)	1	障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団と厚生労働省が基本合意 文書を取り交わし		第3期吹田市障がい者計画
平成23 (2011)	4 6 7	<u>第3期吹田市障がい者計画 (H23.4～H28.3)</u> 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が成立 障害者基本法の改正		第3期吹田市障がい者計画
平成24 (2012)	4 6 10	<u>第3期吹田市障がい福祉計画 (H24.4～H27.3)</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）を制定 障害者虐待防止法の施行		第3期吹田市障がい福祉計画
平成25 (2013)	4 6	障害者総合支援法の施行 障害者優先調達推進法の施行 第3次障害者基本計画 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が成立		第3次障害者基本計画
平成26 (2014)	1 2	障害者権利条約の批准 障害者権利条約の締結、日本において発効		第4期吹田市障がい福祉計画
平成27 (2015)	4	<u>第4期吹田市障がい福祉計画 (H27.4～H30.3)</u>		第4期吹田市障がい福祉計画
平成28 (2016)	4 5 8	障害者差別解消法の施行 改正障害者雇用促進法の施行 <u>第4期吹田市障がい者計画 (H28.4～R9.3)</u> 成年後見制度利用促進法の施行 改正発達障害者支援法の施行		第4次障害者基本計画
平成29 (2017)				第4期吹田市障がい者計画
平成30 (2018)	4 6	第4次障害者基本計画 <u>第5期吹田市障がい福祉計画・第1期吹田市障がい児福祉計画 (H30.4～R3.3)</u> 改正社会福祉法の施行 障害者文化芸術推進法の施行		第4次障害者基本計画
令和元 (2019)	6	読み書きバリアフリー法の施行		第5期吹田市障がい福祉計画・第1期吹田市障がい児福祉計画
令和2 (2020)				

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけと期間

「第6期障がい福祉計画」は、本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保の方策等を定める計画です。また、「第2期障がい児福祉計画」は、本市における障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保の方策等を定める計画です。近年めまぐるしく変動する障がい福祉施策の情勢に対応しながら、施策の充実を図るため、一体的に両計画を推進します。

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。

障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画

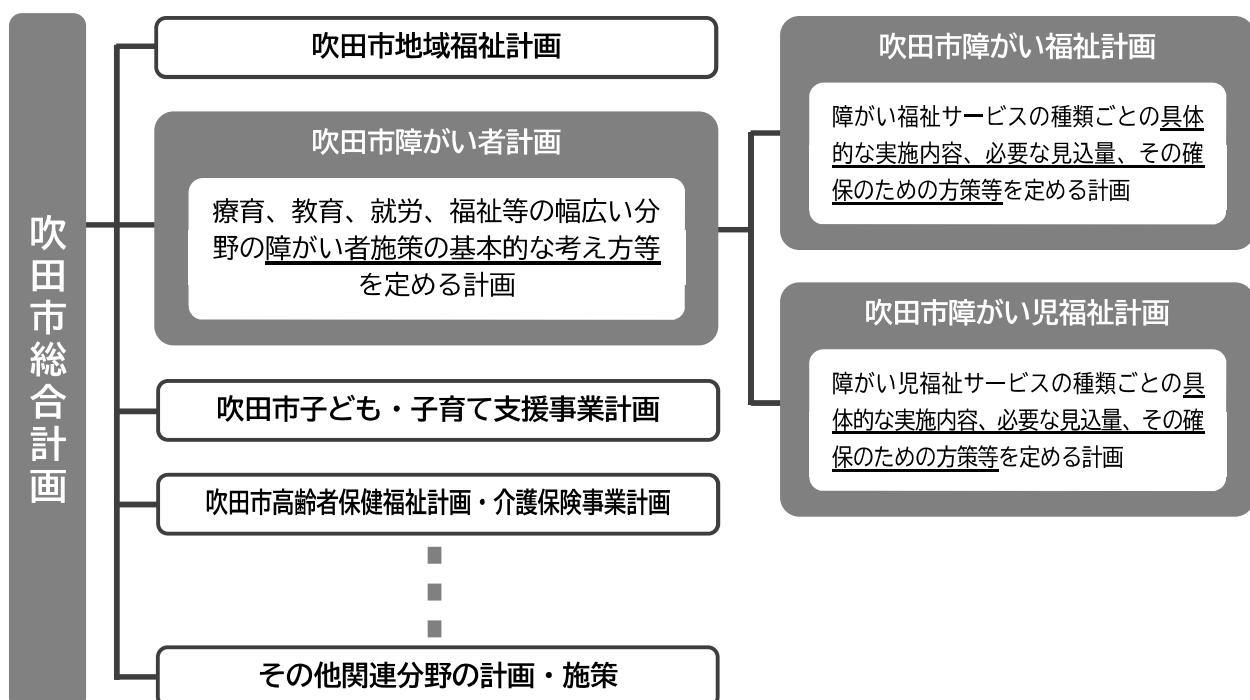
	第4期吹田市障がい者計画	第6期吹田市障がい福祉計画	第2期吹田市障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	平成28年度（2016年度）～ 令和8年度（2026年度）	令和3年度（2021年度）～ 令和5年度（2023年度）	令和3年度（2021年度）～ 令和5年度（2023年度）
内容	本市における療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい福祉施策の基本的な考え方等を定める計画	本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保の方策等を定める計画	本市における障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保の方策等を定める計画

第1章 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の概要

(2) 他計画との関係性

本計画は、国や大阪府の定める計画・指針等の内容を十分に踏まえながら、本市のこれからのあるべき姿やまちづくりの方向性を定めた「吹田市総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ、「吹田市地域福祉計画」、「吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」等、健康福祉分野をはじめとする各分野の関連計画と調整・整合を図りながら策定しています。

他計画との関係



各計画の期間

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
総合計画	第3次総合計画				第4次総合計画							
地域福祉計画	第2次	第3次地域福祉計画				第4次地域福祉計画						
障がい者計画	第3期	第4期障がい者計画										
障がい福祉計画	第4期障がい福祉計画		第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画				
障がい児福祉計画				第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画				
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援事業計画				第2期子ども・子育て支援事業計画				第3期			
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					

3 第4期吹田市障がい者計画における基本的な考え方

(1) 基本理念

住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田

障がい者は、特別な存在ではありません。吹田市における人口の5.6%の人が障がい者手帳を所持しており、およそ20人に1人の割合です。また、障がいがあるものの、何らかの理由により手帳を所持していない人も含めるとその割合はさらに多くなります。障がいがあってもなくても一人の市民として、住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らしていくことができるまちを実現することが必要です。

ここで掲げる基本理念は、国連「障害者権利条約」の理念をベースにしており、この基本理念をもとに各施策の具体化を推進していきます。

また、障がいの概念が個々の機能障がい・能力障がいに着目する「医学モデル」から社会的障壁との関係性に着目する「社会モデル」へと転換されようとする中、障がい者が一定割合で存在していることを前提とした「ユニバーサルデザイン社会」への転換が大きな課題となります。

併せて、国連「障害者権利条約」の制定過程のスローガンである「私たち抜きに私たちのことを決めないで」に基づき、施策の具体化にあたっては、当事者参画を基本とすることが求められています。

(2) 基本的方向性

- 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用
- ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

1) 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進

障害者基本法の第1条（目的）でうたわれている「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ためのはじめの一歩が、「当事者参画、権利擁護」であり「障がいに対する理解や配慮」です。

2) 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用

当事者参画、権利擁護を保障するのが、障がい者関係法制度です。

特に、社会モデルを推進する中では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切の」社会的障壁を除去することは、本計画の基本理念を実現するために不可欠なことであり、法制度を正しく解釈し運用していくことは、非常に重要なことと考えます。

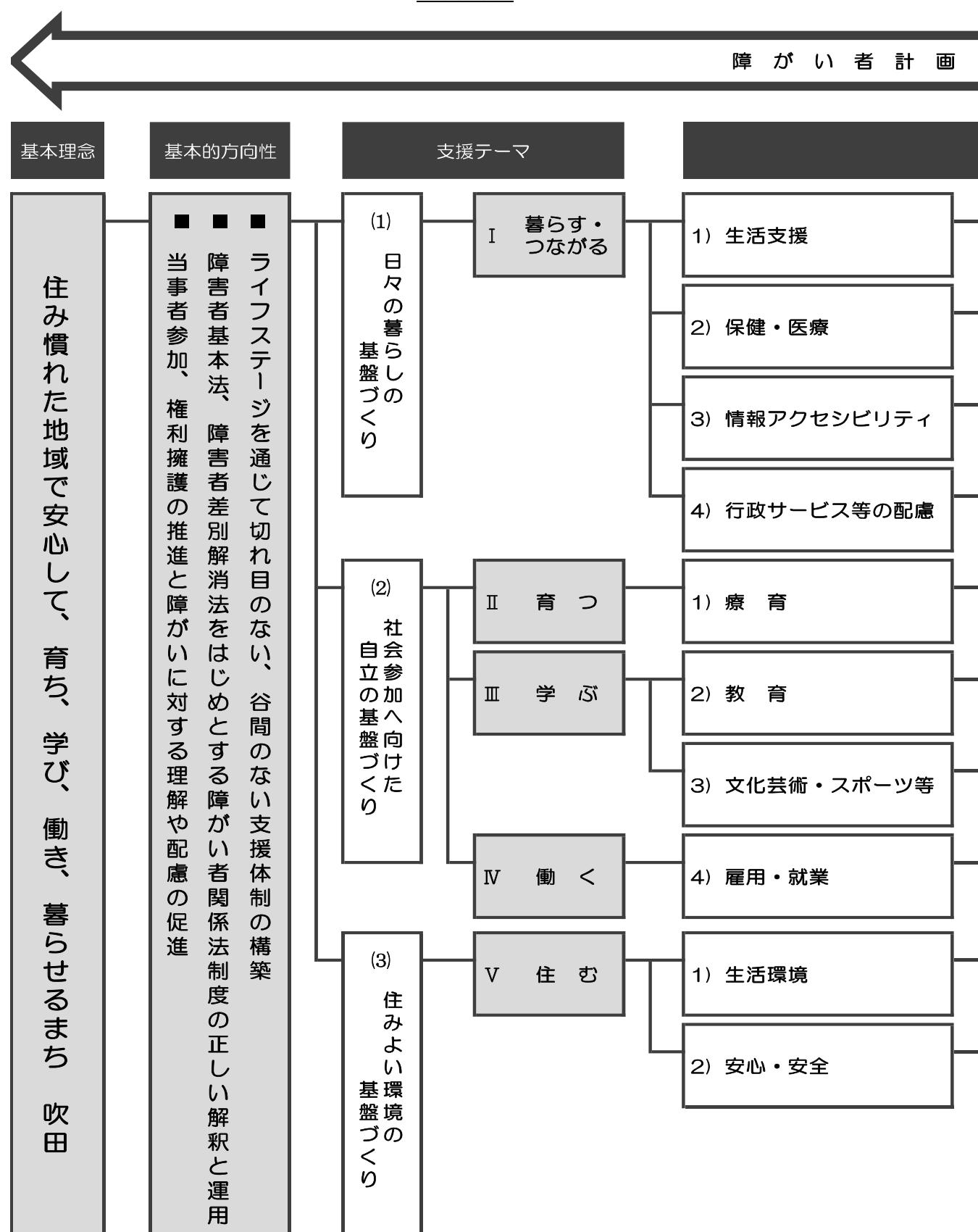
3) ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

主に0歳～18歳を支援の対象とする児童福祉、主に65歳以上を支援の対象とする高齢者福祉と違い、障がい者福祉は、一生涯を支援の対象とするところに大きな特徴があります。

したがって、障がい者福祉の施策推進にあたっては、「すべてのライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制」という視点に立って取り組みます。

(3) 施策の体系

施策体系図



施 策 分 野

- ① 障がい福祉制度・サービス等とつながる相談支援体制の構築
- ② 切れ目のない、谷間のない障がい福祉サービス等の充実
- ③ 障がい福祉現場を支える人材の育成・確保

- ① 障がい分野に精通した保健・医療の充実
- ② 精神障がい者の地域生活を支える精神保健・医療の充実
- ③ 健康管理、食生活の充実を図る取組の実施

- ① 情報提供、意思疎通支援の充実等

- ① 障害者差別解消法の推進
- ② ユニバーサルデザインの普及

- ① 0歳から18歳まで切れ目のない療育ネットワークの構築
- ② 多様な障がい特性に応じた療育環境の充実

- ① インクルーシブ教育の推進
- ② 特別支援教育の推進
- ③ 教育と福祉施策等の連携

- ① 文化芸術活動、スポーツ等の振興
- ② 余暇支援の充実

- ① 障がい者就労の支援環境の整備
- ② 就労における個別支援の充実
- ③ 福祉的就労の底上げ

- ① 住宅の確保
- ② グループホームの整備
- ③ 公共交通機関、公共施設のバリアフリー化の推進

- ① 防災対策の推進
- ② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

障がい福祉計画

障がい児福祉計画

障がい児福祉計画

障がい福祉計画

4 計画の策定体制等

(1) 計画策定のための審議会

学識経験者、社会福祉事業従事者を委員とする「吹田市社会福祉審議会」へ諮問し、同審議会障がい者施策推進専門分科会において、障がい当事者等の公募市民の参画のもと、本計画の策定にあたっての議論をいただき、答申を受けました。

また、同専門分科会に作業部会を設置し、計画策定に向けた作業に携わっていただきました。

(2) 当事者等からのアンケート及び意見聴取等

令和2年（2020年）に、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者等を対象とした「新たな障がい福祉計画の策定に向けたアンケート」及び通所受給者証の所持者を対象とした「新たな障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート」を実施しました。

また、障がい当事者や障がい福祉サービス事業者から、障がい福祉施策の推進に関する意見を聴取するとともに、計画案を公表し、広く市民の意見等を聴取するパブリックコメントを実施し、計画策定の参考としました。

以上を踏まえ、府内の各関係所管が構成員の「吹田市障がい者福祉事業推進本部」において計画を策定しました。